

## 第2節

## 子ども・子育て支援新制度の更なる展開【特集】

### 1 子ども・子育て支援新制度の施行状況

2015（平成27）年4月に本格施行した「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることで、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指すものである。

「量的拡充」について、新制度の実施主体である各市町村は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を策

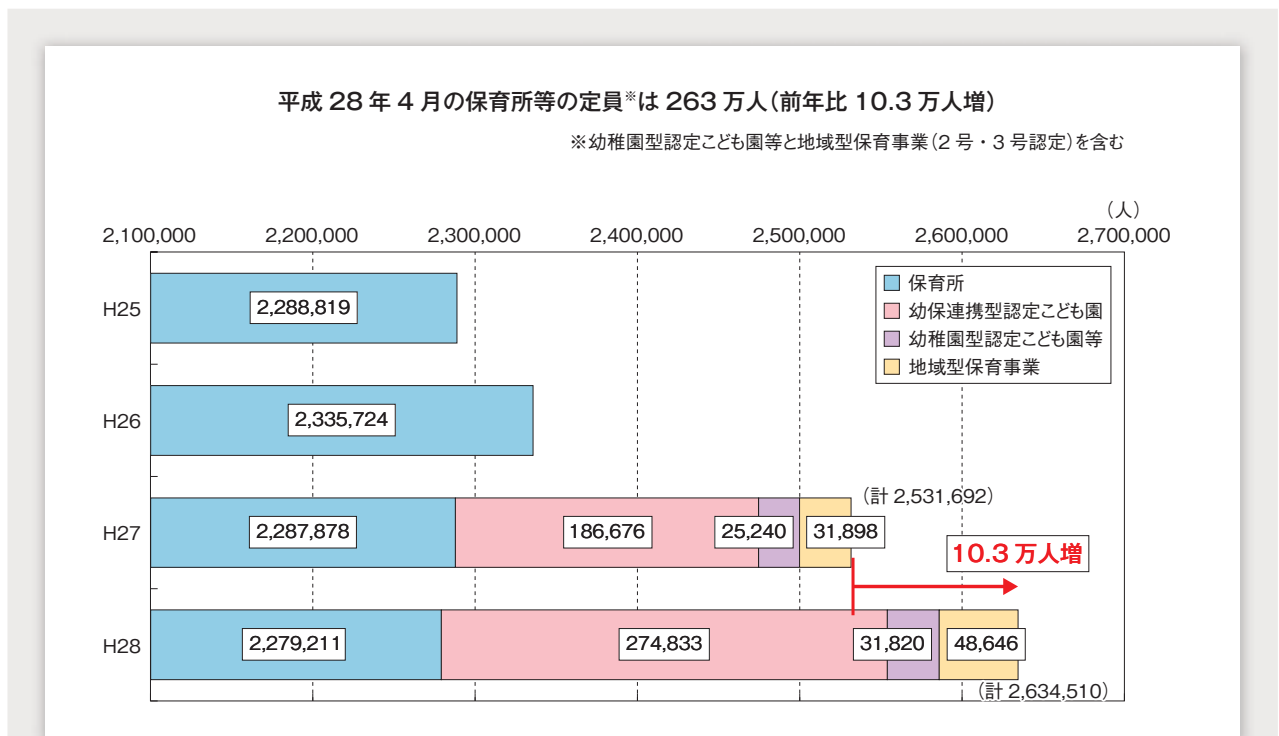
定し、必要な子ども・子育て支援を計画的に実施することとされている。

保育の受け皿については、各市町村において、引き続き、定員の拡大が進められており、2016（平成28）年4月時点の保育所等の定員は、約263万人（前年比約10.3万人の増）となっている。（第1-2-6図）

また、新制度では認定こども園制度が改善された。2016年4月における認定こども園数は、4,001となり、施行前である2014（平成26）年4月における1,360に比べ、約3倍に増えている。（第1-2-7図）

新制度で新たに創設された地域型保育事業は、2016年4月現在、全国で3,719件となり、

#### 第1-2-6図 保育所等定員数の推移



資料：内閣府資料

注：1. 各年とも4月1日時点の数値。

2. 2015（平成27）年4月以降の集計の対象は、新制度における給付の対象となる保育所（保育所型認定こども園の保育所部分含む）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等及び地域型保育事業であり、2014（平成26）年4月以前は、保育所運営費の対象である保育所（幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育所部分を含む。）となっている。

その内訳は、家庭的保育事業が958件、小規模保育事業が2,429件、事業所内保育事業が323件、居宅訪問型保育事業が9件であった。(第1-2-8表)

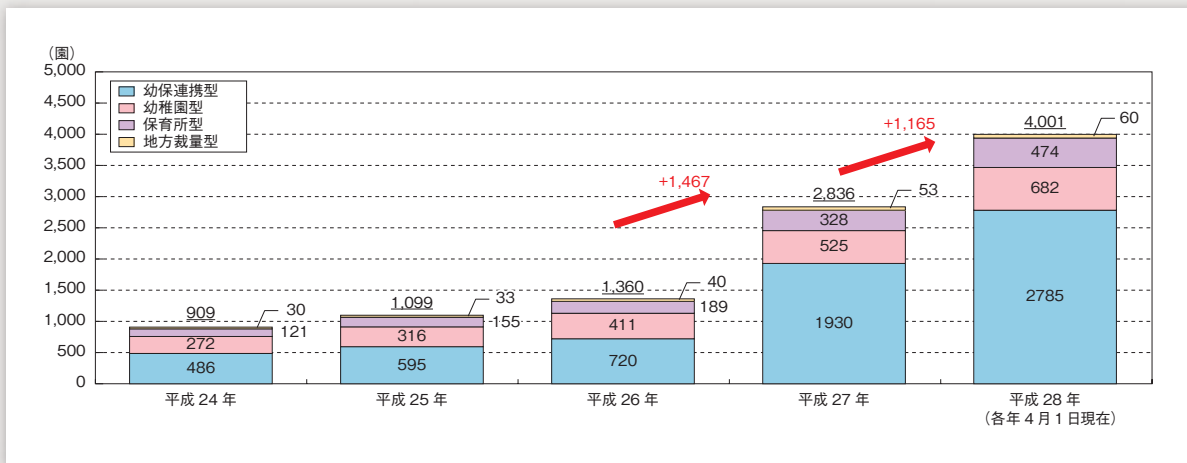
「質の向上」については、私立幼稚園・保育所・認定こども園等における職員の処遇改善(+3%)や、3歳児の職員配置の改善(20:1→15:1)など、消費税財源を充てて行うこととされている0.7兆円のメニューに加え、2017(平成29)年度からは、更なる質の向上を図る0.3兆円超のメニューとして私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与等の改善(2%)、放課後児童支援員の処

遇改善を行うこととしている。

また、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な処遇を2017年度より新たに創設するとともに、企業主導型保育事業を引き続き進めることとしている。(第1-2-9図、第1-2-10図)

さらに、保育の受け皿の整備等を促進するため、企業主導型保育、定員が5人以下の事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の優遇税制が2017年度税制改正により創設された。

第1-2-7図 認定こども園数の推移



資料：内閣府資料

第1-2-8表 地域型保育事業の認可件数

(平成28年4月1日現在)

| 事業          | 件数(※1) | 対前年増減 | (公私の内訳) |       |
|-------------|--------|-------|---------|-------|
|             |        |       | 公立      | 私立    |
| 家庭的保育事業     | 958    | +27   | 117     | 841   |
| 小規模保育事業(※2) | 2,429  | +774  | 64      | 2,365 |
| 居宅訪問型保育事業   | 9      | +5    | 0       | 9     |
| 事業所内保育事業    | 323    | +173  | 2       | 321   |
| 計           | 3,719  | +979  | 183     | 3,536 |

(※1) 自治体が設置した件数及び認可した件数

(※2) 小規模保育事業はA型、B型、C型の3種類の合計

資料：内閣府資料

## 第1-2-9図 子ども・子育て支援新制度の充実の取組

### ○ 0.7兆円メニュー【平成27年度(施行時)より全て実施】

- ・3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)
- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%)
- ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・研修機会の充実(年間2日)
- ・小規模保育の体制強化
- ・減価償却費、賃借料等への対応
- ・放課後児童クラブの充実 等

### ○ 0.3兆円超メニュー

- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(2%)【平成29年度より実施】 等

注:未実施のメニューとしては、1歳児の職員配置の改善(6:1→5:1)や、4・5歳児の職員配置の改善(30:1→25:1)、保育支援者の配置等がある。

### ○ 上記以外

- ・仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育等)の創設【平成28年度より実施】
- ・技能・経験を積んだ職員に対する4万円等の追加的な処遇改善【平成29年度より実施】

等

資料：内閣府資料

## 第1-2-10図 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目(案)

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

| 所要額                         | 量的拡充   | 質の向上 ※  |
|-----------------------------|--|---|
|                             | 0.4兆円程度  | 0.3兆円程度～0.6兆円超程度  |
| 主な内容                        | ●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充<br>(待機児童解消加速化プランの推進等)   | ◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)<br>△1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)<br>△4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)<br>○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%)<br>◎小規模保育の体制強化<br>◎減価償却費、賃借料等への対応 など |
|                             | ●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充<br>(地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等) | ○放課後児童クラブの充実<br>○一時預かり事業の充実<br>○利用者支援事業の推進 など   |
|                             | ●社会的養護の量的拡充  | ◎児童養護施設等の職員配置基準の改善<br>○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進<br>○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など  |
| 量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度 |  |   |

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

資料：内閣府資料

## 2 保育士等の処遇改善

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、2013（平成25）年～2015（平成27）年度の3年間で31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、2017（平成29）年度末までの5年間で合計約48.3万人分保育の受け皿の拡大を見込んでいる。さらに、2016（平成28）年度から実施している企業主導型保育事業により、2017年度末までに5万人分の保育の受け皿拡大を進めることとしており、合計で約53万人分の受け皿拡大を見込んでいる。

このような保育の受け皿整備に対応した保育士確保を進めるため、消費税財源を充てた3%の処遇改善など、総合的な確保策を実施している<sup>1</sup>。

「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）では、子育てをしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、必要な保育を提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士の処遇改

善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示された。

その中において、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、4万円程度の追加的な処遇改善を行うことが盛り込まれた。（第1-2-11図、第1-2-12図）

この取組により、2017年度から保育士の処遇改善について、全職員について2%（月額約6千円）改善し、2013年度以降、人事院勧告に準拠した改善を含め、合計10%の改善が実現することとなる。（第1-2-13図）

また、一律の処遇改善に加え、努力が評価され、将来に希望が持てるようなキャリアアップの仕組みとして、技能・経験に応じた処遇改善を行うこととした。

### 第1-2-11図 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組み

**1 概要**

- 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せを行う。（公定価格上の加算の創設）

**2 要件**

- 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">＜月額4万円の処遇改善の対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験年数が概ね7年以上</li> <li>キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること</li> </ul> | <p style="text-align: center;">＜月額5万円の処遇改善の対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験年数が概ね3年以上</li> <li>キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること</li> </ul> |
|--|---|

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能  
 ※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

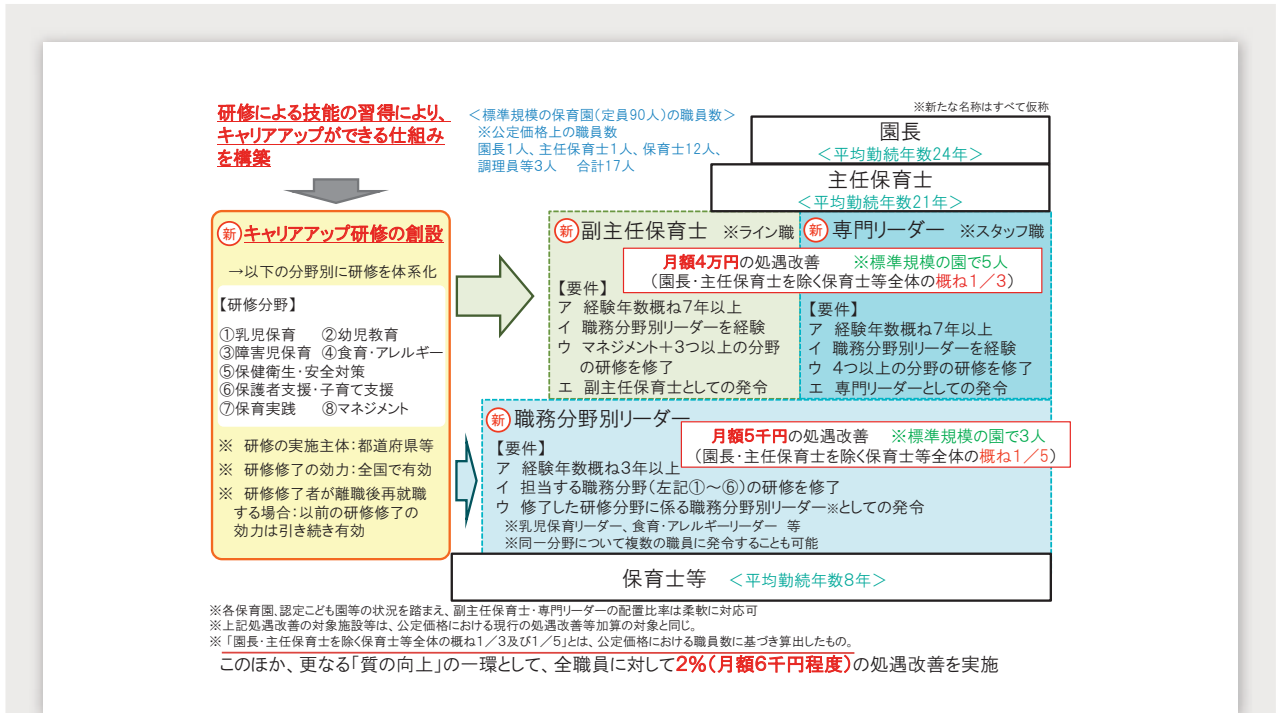
- 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

**3 職員への配分方法**

- 技能・経験に応じた処遇改善については、**原則は、月額4万円又は月額5万円の賃金改善により実施**。ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与现实等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（**月額5千円以上～4万円未満**）とする。
- 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の**対象者数の1/2**（端数切り捨て）は**確保**する。
- 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

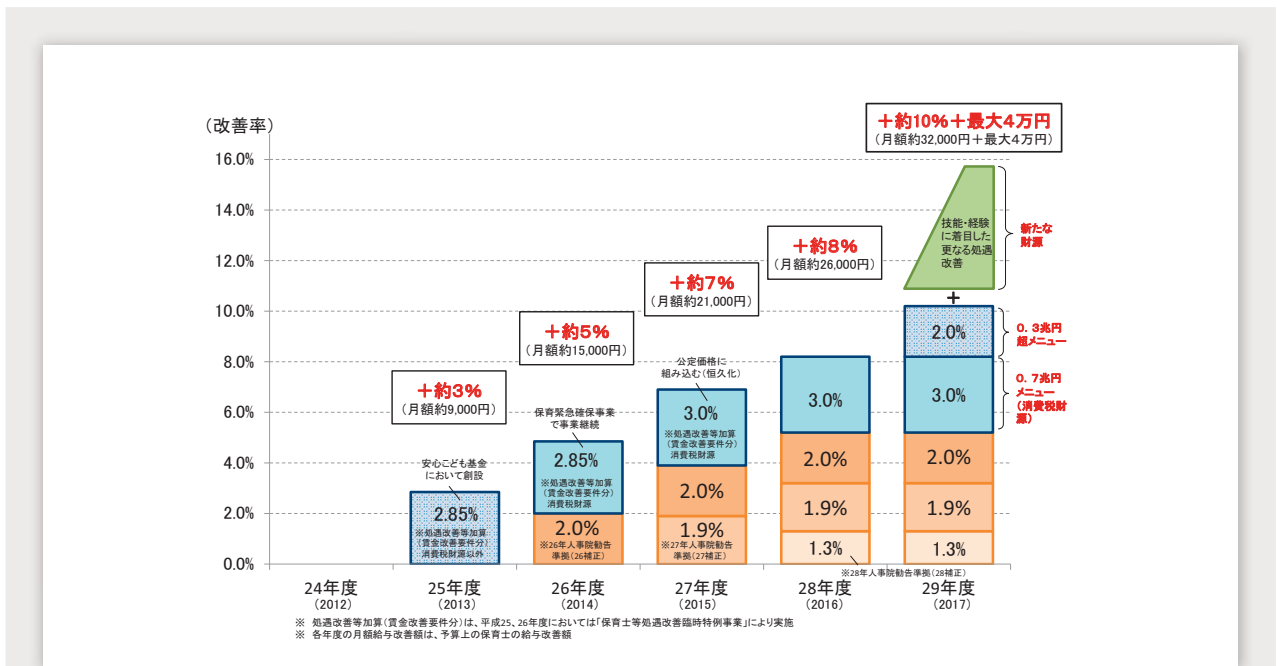
資料：内閣府資料

## 第1-2-12図 保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善イメージ



資料：内閣府資料

## 第1-2-13図 保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較）



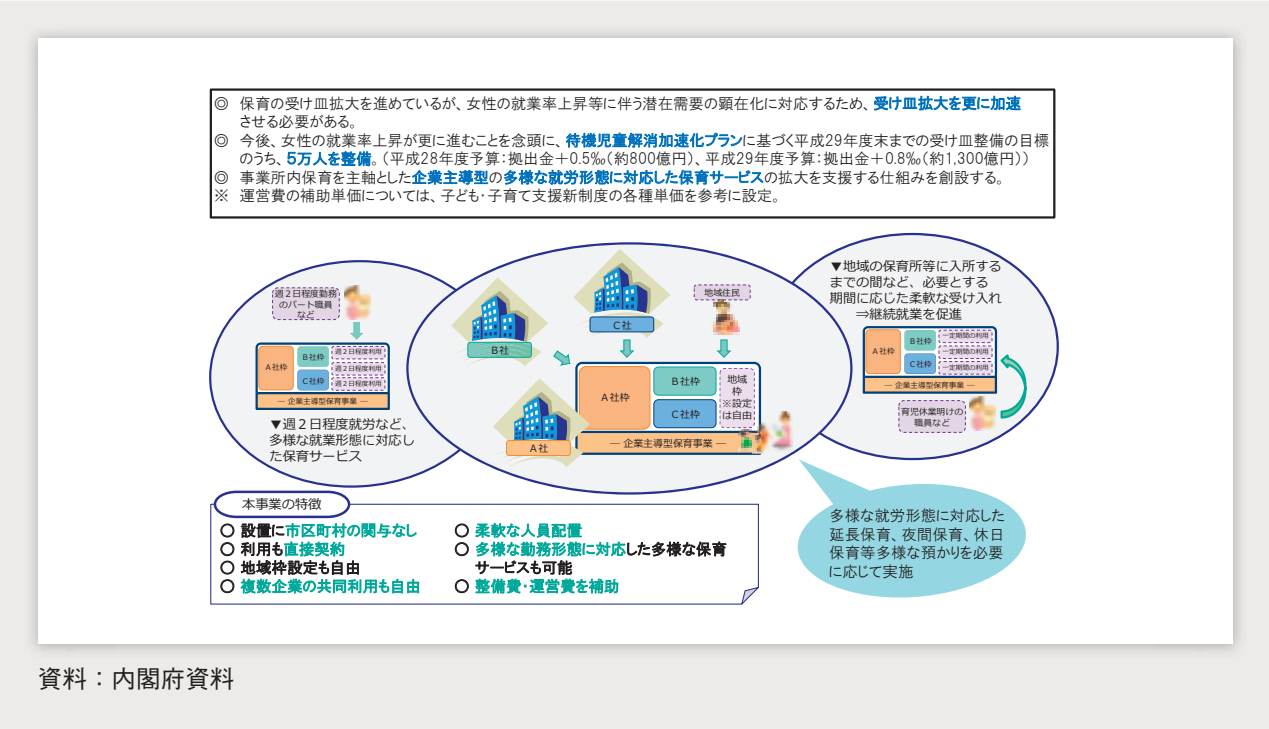
資料：内閣府資料

### 3 企業主導型保育事業の進展

企業主導型保育事業は、多様な働き方に応じた多様な保育サービスを提供することにより、子ども・子育て支援の提供体制を充実す

るため、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)の一部改正により2016(平成28)年4月1日に新設したものである。本事業により、2016年度及び2017(平成29)年度の2年間で5万人の保育の受け皿を確保することとしている。(第1-2-14図)

第1-2-14図 企業主導型保育事業 (仕事・子育て両立支援事業費補助金)



資料：内閣府資料

2016年度においては、精力的に広報・周知を行い、2017年3月30日現在、871件、20,284人分の助成決定を行った。

2017年2月22日には、「子ども・子育て支援新制度」フォーラムにおいて、大阪府における企業主導型保育事業の推進に係る取組や助成決定を受けた企業からの企業主導型保育に関する取組事例を担当者から紹介した<sup>1</sup>。

2017年度予算においては、認可の保育園に準じて保育士等の処遇改善、保育補助者雇上強化、防犯・交通安全策強化について充実を行うこととしている。

また、2017年度税制改正により、企業主導型保育施設の固定資産税及び都市計画税に

ついて、助成後5年間に課税標準を価格の1/2を参酌して1/3~2/3の範囲内で市町村の条例で定める割合とすること、事業所税について、課税標準を価格の1/4とすること、給食用脱脂粉乳について認可保育所と同じく関税を非課税とすることを内容とする優遇税制が創設された。(第1-2-15図)

さらに、議員立法により、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」(平成14年法律第162号)が改正され、企業主導型保育施設の管理下における災害(負傷、疾病、障害又は死亡)について、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)の対象となった。

1 トピックス「従業員のための保育園をつくりませんか」参照

## 第1-2-15図 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

### 1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

### 2. 制度の内容 ※「○」:非課税、「×」:全部課税

|                 | 企業主導型保育<br>(H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者) |   |        | 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内<br>保育事業(利用定員が1人以上5人以下) |   |
|-----------------|---|---|--------|--|---|
|                 | 現行                                      | 改正後   |        | 現行   | 改正後   |
| 固定資産税           | ×                                       | 課税標準が<br>価格の1/2を参酌して<br>1/3～2/3の範囲内で<br>市町村の条例で定める割合(注) | 固定資産税  | 課税標準が<br>価格の1/2                                | 課税標準が<br>価格の1/2を参酌して<br>1/3～2/3の範囲内で<br>市町村の条例で定める割合  |
| 都市計画税           | ×                                       | 課税標準が<br>価格の1/2を参酌して<br>1/3～2/3の範囲内で<br>市町村の条例で定める割合(注) | 都市計画税  | 課税標準が<br>価格の1/2                                | 課税標準が<br>価格の1/2を参酌して<br>1/3～2/3の範囲内で<br>市町村の条例で定める割合  |
| 事業所税            | ×                                       | 課税標準が<br>価格の1/4   | 事業所税   | ○  |   |
| 関税<br>(給食用脱脂粉乳) | ×                                       | ○   | 不動産取得税 | 課税標準が<br>価格の1/2                                | 課税標準が<br>価格の1/2を参酌して<br>1/3～2/3の範囲内で<br>都道府県の条例で定める割合 |

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置

資料：内閣府資料